

群馬県立小児医療センターにおける公的研究費に関する内部監査要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県立小児医療センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する要綱（以下「研究費取扱要綱」という。）第23条第3項に基づき、群馬県立小児医療センター（以下「センター」という。）における公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費 特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国又は国が所管する独立行政法人等（以下「資金配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、センターの責任において管理すべき経費
- 二 不正使用 公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用すること
- 三 監査対象者 公的研究費の運営及び管理に関わる教職員等

(内部監査部門及び監査担当者)

第3条 監査は、内部監査部門が行うものとする。

- 2 内部監査部門の責任者は、研究費取扱要綱第3条第1項に規定する最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）をもって充てる。
- 3 監査担当者は、事務局総務課長及び事務局医事課長をもって充て、その庶務は事務局総務課において処理するものとする。

(監査担当者の権限)

第4条 監査担当者は、監査対象者に対し、監査の実施に必要な一切の書類の提出及び監査に必要な説明を求めることができる。

- 2 監査担当者は、必要によりセンター外の関係先に内容の照会又は事実確認を求めることができる。

(監査対象者の協力義務)

第5条 監査対象者は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第6条 最高管理責任者は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合には、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査方法)

第7条 監査は、資金配分機関の定め及びセンターの関係規程等に違反したものがなか
か検証するため書面監査を実施することとし、必要に応じて実地監査を行う。また、
公的研究費の管理体制における不備の検証を実施するものとする。

2 書面監査は、関係書類の精査や支出証拠書類の照合等、書類上の調査により実施す
る。

3 実地監査は、書類上の調査に止まらず、研究の進捗状況を把握し実際の研究費の使
用状況や納品状況等の事実関係を検証するため、監査対象者へのヒアリング等により
実施する。

(監査担当者の責務)

第8条 監査担当者は、監査における事実確認及び研究費の使用における適正性の判断
について、常に公正かつ厳正でなければならない。

2 監査担当者は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

3 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象者の業務に著しい支障が生じないよ
う配慮しなければならない。

(監査結果の説明等)

第9条 監査担当者は、監査終了後、その結果を監査対象者に説明し、監査対象者から
意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告書の作成に資するものとし
る。

(監査報告)

第10条 監査担当者は、監査終了後、速やかに監査結果をまとめた公的研究費監査結
果報告書(別記様式)を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(改善指示等)

第11条 最高管理責任者は、前条の監査結果報告書により改善の措置が必要と認めら
れるときは、監査対象者に対して改善の指示を行う。

2 最高管理責任者は、前条の監査結果報告書により、不正使用の疑いが認められると
判断したときは、研究費取扱規程に基づき、必要な措置を講じなければならない。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。